

川口市立医療センター開放型病床運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川口市立医療センター医療連携登録医制度運営要綱（平成28年10月24日病院事業管理者決裁。以下「医療連携登録医制度要綱」という。）第6条第3項の規定に基づき、同条第1項の規定により川口市立医療センター（以下「センター」という。）に設置する開放型病床の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「開放型病床」とは、センターにおいて登録医が、センターに紹介し入院させた自己の患者に対し、センターに勤務する医師（以下「センター医師」という。）と共同して診療及び患者への指導を行うことができる病床として医療連携登録医制度要綱第6条第1項の規定により病院事業管理者（以下「管理者」という。）が確保する病床をいう。

2 この要綱において「登録医」とは、医療連携登録医制度要綱第3条第1項の規定によりあらかじめセンターに登録した医療機関をいう。

(診療上の責務)

第3条 開放型病床においては、センター医師が患者の主治医として診療における最終責任を負うものとし、登録医は、副主治医として診療に当たり主治医と共同して診療上の責務を負うものとする。

2 登録医は、開放型病床で診療に従事するに当たっては、法令のほか本市の条例及び病院事業管理規程並びにセンターの要綱・要領、基準、基本理念、基本方針その他院内規定を遵守しなければならない。

(責任医師)

第4条 開放型病床の管理運営を統括するため、開放型病床責任医師（以下「責任医師」という。）を置く。

2 責任医師は、主治医を決定するほか、その責任において開放型病床の管理運営を行うものとする。

(入院)

第5条 登録医は、自己の患者を開放型病床に入院させようとする場合は、管理者

が別に定める申込書を診療局総合相談室・がん相談支援センター（以下「総合相談室」という。）に提出することにより、当該患者をセンターに紹介するものとする。

2 前項の規定により開放型病床の利用の申込みがあったときは、責任医師が利用の可否を決定し、利用を可とする場合は、総合相談室において入院病室の調整を行う。

3 開放型病床を利用できる患者は、次に掲げる者とする。

(1) 管理者が別に定める疾患の患者

(2) 概ね14日以内に退院が可能な患者

4 開放型病床に入院させた患者は、病態の変化に応じセンター内の適切な病床に転床できるものとする。

5 開放型病床においては、夜間及び救急患者の受入れは行わない。

(診療)

第6条 開放型病床に入院中の患者に関する診療は、院長の管理下にあるものとする。

2 登録医は、紹介患者を開放型病床に入院させた場合、原則として週3回程度センターを訪問し、主治医と共同して診療及び患者指導に努めるものとする。

3 前項の規定による共同診療の実施日時は、原則としてセンターの開院日の午後1時から午後5時までの間において主治医と登録医が事前に調整するものとする。ただし、双方で調整の上、診療上必要と判断したときは、この限りでない。

4 患者の開放型病床からの転室、転棟又は退院は、主治医が登録医に相談し、又は報告した上で決定する。

5 共同診療において使用する医薬品、診療材料及び検査機器類については、センターの採用品を使用するものとする。

6 登録医は、センターにおいて診療を行うときは、所定の診察衣を着用するとともに、所定の名札を見やすい箇所に装着しなければならない。

7 登録医は、開放型病床において診療を行ったときは、その診療所見等をセンターの電子診療録に入力するとともに、その写しを紹介元医療機関の診療録に添付するものとする。

(退院)

第7条 開放型病床に入院している患者の退院決定及び退院後の治療方針については、主治医、登録医、病棟看護師等が退院前カンファレンスを実施の上、決定する。

2 開放型病床を退院した患者の診療は、原則として登録医が行う。

(運営協議会)

第8条 開放型病床を効率敵かつ円滑に運営するため、別に定めるところにより設置する川口市立医療センター開放型病床運営協議会において必要な協議を行う。

(医療事故損害賠償責任)

第9条 開放型病床に入院中の患者に発生した医療事故については、センターにおいてその処理を行い、市がその損害を賠償する。

2 前項の規定により市が損害賠償を行った場合において、管理者は、当該医療事故に関し登録医に重大な過失があったと認めるときは、支出した賠償金の一部又は全部を当該登録医に求償することができる。

(事務担当部署)

第10条 開放型病床の運営に関する庶務は、総合相談室において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、開放型病床の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。